

安全装置等導入促進助成事業 実施要領

1. 助成対象装置

交通事故削減に効果のある安全装置等【別表に示す】で、岐阜県下の認可営業所及び事業用貨物自動車（岐阜・飛騨ナンバー）に、令和6年3月16日から令和7年3月14日に導入（新品）する装置とし、装着等に当たっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないこと。

- (1) 後方視野確認支援装置（バックカメラ）
- (2) 側方視野確認支援装置（サイドカメラ）：車両総重量7.5トン以上の車両への導入に限る（※1）
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック：国交省の技術指針に適合するもの（※2）
- (4) 後付安全装置：① 国交省のASV及び過労運転防止補助金の対象車載器（既存車両への装着に限る）
② 上記①と同等の交通事故削減効果があると認められる車載器（既存車両への装着に限る）
- (5) 大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセンター型インパクトレンチ含む）（※3）
- (6) 側方衝突監視警報装置：車両総重量7.5トン以上の車両又は第5輪荷重が8.5トン以上のトラクタ・トレーラ

※1 側方視野確認支援装置は、後方視野確認支援装置を導入後のカメラ単体の導入も助成対象とする。

※2 呼気吹込み式アルコールインターロックは、アルコール検知器導入助成金との併用はできません。

※3 大型車用トルク・レンチは、600N・m以上の締め付け能力を有するものを助成対象とする。

（注）国の補助を受ける装置は、助成を受けることができません。

2. 助成金額

- (1) 安全装置（上記(1)～(4)）は、装置価格の1/2の額（千円未満切捨て）で、上限20,000円
※後方及び側方視野確認装置の一体型（セット導入）は上限40,000円とする。
- (2) 大型車用トルク・レンチは、装置価格の1/2の額（千円未満切捨て）で、上限30,000円
- (3) 側方衝突監視警報装置は、装置価格の1/2の額（千円未満切捨て）で、上限100,000円

3. 助成台数

(1) 1事業者当の助成台数は50台を上限とし、機器ごと(1.助成対象装置)の助成台数の上限は、保有車両数による。

① 車両数30両以下は、10台まで（ただし、保有車両数まで）。

② 車両数30両超は、車両数の3分の1（小数点以下切上げ）とし、30台を上限とする。

※保有車両数（被牽引車を除く）は、令和6年3月末日現在とする。

(2) 大型トルク・レンチは、岐阜県下の認可営業所ごとに**1台**とし、上記の台数上限には含めない。

4. 予 算 1,500万円（全ト協予算含む）

5. 交付申請期間 令和6年4月22日（月）～ 令和6年12月20日（金）

6. 適用可否決定 上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

7. 留意事項

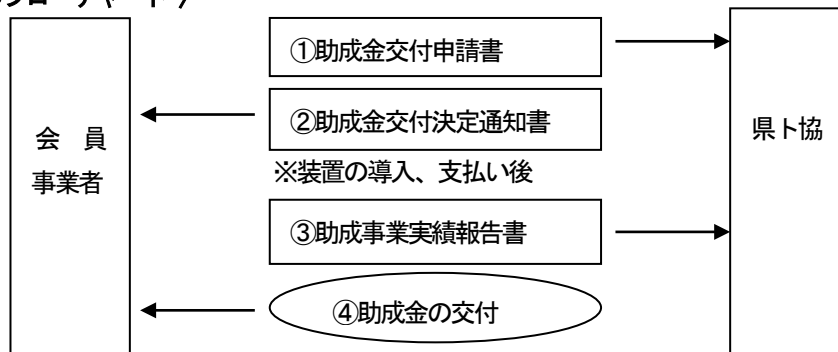
(1) 交付決定通知：申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。

(2) 安全装置等導入促進助成事業実績報告書（様式3）

原則、車両登録または支払後一か月以内（令和6年3月～4月登録は除く）

最終報告期限は、令和7年3月14日（金）とする（機器代金の支払いは3月31日迄認める）。

〈 助成のフローチャート 〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。